

令和5年度 都民生涯スポーツ大会

実施要項

(サッカー競技・バドミントン競技・柔道競技)



主催 (公財) 東京都体育協会

東 京 都

<申込先>

参加申込は、所定の用紙により2部作成(1部は原本をコピー)し、地区体育・スポーツ協会等がまとめて、9月4日(月)～9月22日(金)の間に以下へ送付する。<必着>

(公財)東京都体育協会〔都民生涯スポーツ大会〕本部

〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町4-2 Japan Sport Olympic Square 10階
TEL 03-6804-8122 FAX 03-6804-8244

目 次

1	日 程 ・ 会 場 一 覧	1
2	会 場 案 内	1
3	監 督（代表者）会議及び選手変更期限について	1
4	開 催 基 準 要 綱	2
5	競 技 別 実 施 要 項	
	(1) サ ッ カ ー	5
	(2) バ ド ミ ン ト ン	7
	(3) 柔 道	9

1. 令和5年度都民生涯スポーツ大会 日程・会場一覧

	競技名	会場	10月29日	11月23日	11月26日	12月2日
			日	木・祝	日	土
1	サッカー	駒沢オリンピック公園 総合運動場 (補助競技場/第二球技場)		8:30 ～ 20:45 (補助)	8:30 ～ 20:45	8:30 ～ 20:45
2	バドミントン	港区スポーツセンター (メイン・サブアリーナ)	9:00 ～ 21:00			
3	柔道	講道館 (大道場)			14:30 ～ 17:00	

2. 会場案内

	競技名	会場	住所(主な最寄駅)
1	サッカー	駒沢オリンピック公園 総合運動場 (補助競技場/第二球技場)	〒154-0013 世田谷区駒沢公園1-1 東急田園都市線「駒沢大学駅」徒歩15～25分
2	バドミントン	港区スポーツセンター	〒105-0023 港区芝浦1-16-1 JR山手線「田町駅(東口)」徒歩5分 等
3	柔道	講道館 (大道場)	〒112-0003 文京区春日1-16-30 都営三田線・大江戸線「春日駅」徒歩1分 東京メトロ 丸の内線・南北線「後楽園駅」徒歩3分

3. 都民生涯スポーツ大会監督(代表者)会議及び選手変更期限について

	競技名	競技日程	監督会議日時・会場	選手変更期限
1	サッカー	11/23(木・祝)、 11/26(日)、 12/2(土)	監督会議は行わない	選手変更は認めない
2	バドミントン	10/29(日)	監督会議は行わない	10月26日(木)
3	柔道	11/26(日)	監督会議は行わない	選手変更は認めない ※欠席届は11月22日(水) 午後3時まで

都民生涯スポーツ大会開催基準要綱

1 総 則

都民生涯スポーツ大会（以下「大会」という。）を開催するために、この要綱を定める。

2 目 的

この大会は、幅広い世代のスポーツ愛好者を対象としたスポーツ大会であり、参加者が実力に関係なく、日頃の練習の成果を発揮する中で、スポーツを通じて親睦を深めることを目指す。

3 主 催

大会の主催者は、公益財団法人東京都体育協会（以下「協会」という。）及び東京都とする。

4 開催の基本方針

- (1) 大会は、毎年開催する。
- (2) 大会本部は、協会内に置く。
- (3) 実施競技の運営は協会加盟競技団体が主管する。
- (4) 大会の規模、開催期日、参加人員等の基準については、競技別実施要項で定める。

5 大会の重要事項の変更

この要綱及び大会の重要事項については、体育大会委員会において決定し、理事会の決議によって変更することができる。

6 開催時期

大会の開催は、9月を中心会期とする。

7 大会参加資格等

各実施競技の参加資格については、大会の目的及び各競技の特性に応じて各主管団体が検討し、大会本部の承認を得る。

- (1) 大会の参加選手・監督は、当該区市町村の体育・スポーツ協会等が推薦した者で、参加競技終了まで、次のア又はイのいずれかの資格を有する者とする。

ア 東京都内在住者

大会開催年の4月1日以前から都内に住民票を有する者で、次の①～③のいずれかを満たす者

- ① 当該区市町村内に住民票を有する者
- ② 当該区市町村内に在勤（パート・アルバイト等を含む。）する者
- ③ 在住又は在勤する区市町村にかかわらず、大会開催年の5月1日までに、当該区市町村の体育・スポーツ協会等に加盟する競技団体に登録している者又は当該区市町村内に所在するスポーツ団体等に所属している者

イ 東京都外在住者（都内に住民票を有しない者）

当該区市町村内に在勤（パート・アルバイト等を含む。）する者で、大会開催年の5月1日までに当該区市町村の体育・スポーツ協会等に加盟する競技団体に登録している者。ただし、東京都外在住者の参加人数は若干名とし、詳細は競技別実施要項で定める。

- (2) 年齢基準日は、大会開催年の4月1日現在とする。
- (3) 大会に参加する者の年齢は、18歳以上（高校生、高等専門学校生を除く。）とし、詳細は競技別実施要項で定める。
- (4) 参加競技は、一人一競技とする。
- (5) 原則として、各競技団体の登録を条件としない。
- (6) 健康管理は、事前に健康診断を受けるなど、参加者の責任とする。
- (7) 参加制限

ア 過去において都民体育大会、国民体育大会（都・関東予選会を含む。）、全日本選手権大会等に選手で出場した者は、競技ごとに出場を制限する場合もある。

イ 競技ごとに、各区市町村は代表として1チームを推薦する。ただし、サッカー、ボウリング、ゲートボールについては2チームを推薦できる。

8 実施競技

(1) 大会で実施する競技は、次のア～ウの事項をすべて満たしていること。

ア 協会加盟競技団体の競技であること。

イ 次の4つのうちいずれかの要件を満たしていること。

- a オリンピック競技（種目）
- b 国民体育（スポーツ）大会の実施競技
- c 日本伝統の武道
- d 参加できる大会が少ない競技（種目）

ウ 参加地区数が10地区以上の競技であること。

(2) 令和5年度～令和9年度大会で実施する競技は、次のとおりとする。

水泳、陸上競技、バスケットボール、テニス、サッカー、ソフトバレーボール、ソフトテニス、バドミントン、ソフトボール、弓道、剣道、ラージボール卓球、なぎなた、ボウリング、ダンススポーツ、ゲートボール、柔道（以上17競技）

(3) 実施競技の見直しについて

実施競技については、8（1）及びガバナンスコードの遵守状況等に基づき、一定期間（4年）を経て、見直しを検討する。

9 参加申込み

各区市町村に送付される実施要項に基づいて申し込む。

(1) 大会本部の指定した方法・期日を原則とする。

(2) 参加料

参加料は、選手、監督、コーチ、マネージャー、補欠一人それぞれに対し、1,000円（傷害保険料を含む。）とする。

10 表彰

競技種目（種別を含む。）ごとに優秀なチーム又は個人に賞状を授与する。

11 不正行為等

ア 不正行為、競技の結果等に疑義があるときは、大会本部に申し出るものとする。ただし、所定の様式による申出を原則とし、その内容に具体性がなければならない。

イ 疑義の申し出は、出場選手の推薦団体である各区市町村体育・スポーツ協会等、または、参加競技種別の監督（代表者）とする。

ウ 前記ア、イの申し出等は、参加競技終了日の5日後までとする。ただし、各競技の実施要項の競技規定に定めのある場合は、この限りでない。

エ 不正行為があったと認められるときは、該当する競技種別のみ競技成績を取消すこととし、順位の繰り上げは行わない。ただし、次年度の参加は認める。

オ 各競技団体は、主催者と協議のうえ、前記エに加え制限を設けることができる。

12 競技の実施要項

(1) 各競技団体は、大会本部の指定した期日までに競技別実施要項を作成し提出する。

(2) 競技別実施要項に記載する内容は次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|---------|-------|-----------|
| ア 競技名 | イ 日時 | ウ 会場 | エ 参加人員と構成 |
| オ 競技規則等 | カ 参加の資格 | キ 表彰 | ク 参加申込方法 |
| ケ 参加上の注意 | コ 監督会議 | サ その他 | |

13 その他

(1) 参加人員、プログラム、大会役員、賞状の様式については別に定める。

(2) 日程及び各競技の実施要項は別に定める。

附 則

- 1 平成12年4月1日施行
- 2 平成13年4月1日施行
- 3 この要綱は、平成24年4月1日（公益財団法人東京都体育協会の設立の登記の日）から施行する。
- 4 平成27年4月1日施行
- 5 平成30年12月17日改訂
- 6 令和元年12月16日改訂
- 7 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年度 都民生涯スポーツ大会実施要項

(1)「サッカー」

1. 主催 公益財団法人東京都体育協会・東京都
2. 主管 公益財団法人東京都サッカー協会
3. 期日 令和5年11月23日(木・祝)・11月26日(日)・12月2日(土) 8時30分～20時45分
4. 会場 駒沢オリンピック公園総合運動場(補助競技場・第二球技場)
※11月23日は補助競技場のみ
5. 参加人員と構成(40歳以上の部・50歳以上の部)

監督	選手	合計
1	19	20

- (1) 監督は選手を兼ねることができる。但し、2チームの監督を兼ねることはできない。
- (2) 参加チームは40歳以上の部・50歳以上の部とも、各区市町村代表各1チーム以内とする。どちらか一方の参加もできる。
- (3) 参加チームは、3日間の開催日の内、少なくとも2日間試合できる日を確保できることを、参加の条件とする。

6. 競技種目実施上の規則及び競技方法

- (1) 競技規定
(公財)日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。
- (2) 試合方法
試合は親睦交流を第一とし、40歳以上の部・50歳以上の部それぞれ20分ハーフで行うことを原則とする。(参加チーム数により決定する)
尚、交代要員は8名以内の登録とし、随時交代ができる。
- (3) 組合せ
(公財)東京都サッカー協会において行う。

7. 参加者の資格

都民生涯スポーツ大会開催基準要綱 7 大会参加資格等(2ページ)に定めるもののほか、以下のとおりとする。

- (1) 大会参加選手・監督は40歳以上の部は40歳以上とし、50歳以上の部は50歳以上とする。但し、一人の選手が両方の部に参加することは出来ない。
- (2) 東京都外在住者の参加は1チーム最大5名とする。
- (3) 原則として、実際に協力できる審判員(有資格者)を3名登録できるチームであること。
- (4) 原則として、競技種目団体等の登録の有無を条件としない。

8. 参加料

参加料は、40歳以上の部・50歳以上の部とも、選手・監督・補欠一人に対し、1,000円(傷害保険料を含む)とする。

※エントリー受付後のキャンセルは認めない。各区市町村は、全競技の参加費確定の連絡を受けた後、一括して大会本部へ納金(銀行振込)する。

また、入金後の返金は原則として対応できませんので予めご了承ください。

9. 参加申込方法

(1) 参加申込は、所定の用紙により2部作成(1部は原本をコピー)し、地区体育・スポーツ協会等がまとめて、9月4日(月)～9月22日(金)の間に以下へ送付する。<必着>
送付先 〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町4-2 Japan Sport Olympic Square 10階
(公財)東京都体育協会〔都民生涯スポーツ大会〕本部

(2) 参加申込後の選手変更は、原則として認めない。

(3) 選手19名以外に5名を限度として、予備の選手を登録することができる。予備選手は試合日に、19名の登録選手に替わって出場することができる。予備選手の参加料は無料とする。

(4) ご提供いただきます住所・氏名等の個人情報は、本件の目的以外には一切使用致しません。

10. 参加上の注意

- (1) 本大会に参加する選手は所属地区名をユニフォームにつけること。
- (2) ユニフォームは色違いの2着を用意すること。メガネは不可、コンタクトは可とする。
- (3) 退場者は今大会爾後の試合には出場できない。
- (4) 参加資格に不正があった場合は失格とし、相手チームの勝ちとする。当該不正地区の次年度の参加を認めない。また、試合を棄権した地区も次年度の参加を認めない。
- (5) 競技中の事故については、チームの責任で処置すること。またチームごとに救急箱を用意すること。

11. その他

(1) 監督会議は実施いたしません。

(2) 試合希望日の調整を行うため、大会開催日3日間の内、試合日の第1希望日・第2希望日を9月29日(金)までに地区名、部門(40歳・50歳)を明記し、下記メールアドレスにて回答すること。

(回答が無い場合は、大会期日全てに参加可能と判断します。)

回答先 (公財)東京都サッカー協会 シニアサッカー連盟 担当 大槻

メール: h.otsuki@tokyofa-senior.com 携帯 090-9446-1730

本大会は(公財)東京都サッカー協会が主管し、シニアサッカー連盟が運営する。

(3) 参加団体数によっては、2試合連続での試合実施となる場合もあります。

令和5年度 都民生涯スポーツ大会実施要項

(2)「バドミントン」

1. 主催 公益財団法人東京都体育協会・東京都
2. 主管 東京都バドミントン協会
3. 期日 令和5年10月29日(日) 9時～21時
4. 会場 港区スポーツセンター(メイン・サブアリーナ)

5. 参加人員と構成

- (1) 監督1名、選手9名以内とする。監督は選手を兼ねることができる。
- (2) 選手の年齢は40歳以上とする。
- (3) チームの編成は次のとおりとする。
 - 第1ダブルス(女子)
 - 第2ダブルス(男子でペアの年齢合計が90歳以上)
 - 第3ダブルス(男女混合でペアの年齢合計が100歳以上)
- (1) 参加チームは、各区市町村代表1チームとする。

6. 競技種目実施上の規則及び競技方法

- (1) 競技規則
令和5年度(公財)日本バドミントン協会の競技規則及び大会運営規程及び公認審判員規程による。
- (2) 試合方法
トーナメント方式とする。親善交流試合として敗者戦を行う。
- (3) 試合数によっては、15点3ゲームとする。
- (4) 組合せ
東京都バドミントン協会において行う。

7. 参加者の資格

都民生涯スポーツ大会開催基準要綱 7 大会参加資格等(2ページ)に定めるもののほか、以下のとおりとする。

- (1) 東京都外在住者の参加は1地区最大1名とする。
- (2) 原則として、競技種目団体等の登録の有無を条件としない。
- (3) 当該年度の都民体育大会名簿記載者の出場は不可とする。

8. 参加料

参加料は、選手・監督・補欠一人に対し、1,000円(傷害保険料を含む)とする。

※エントリー受付後のキャンセルは認めない。各区市町村は、全競技の参加費確定の連絡を受けた後、一括して大会本部へ納金(銀行振込)する。

また、入金後の返金は原則として対応できませんので予めご了承ください。

9. 表彰

優秀・優良なチームに賞状を授与する。

10. 参加申込方法

- (1)参加申込は、所定の用紙により2部作成(1部は原本をコピー)し、地区体育・スポーツ協会等がまとめて、9月4日(月)～9月22日(金)の間に以下へ送付する。<必着>
送付先 〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町4-2 Japan Sport Olympic Square 10階
(公財)東京都体育協会〔都民生涯スポーツ大会〕本部
- (2)参加申込後の選手変更は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手交代する場合は、10月26日(木)までに所定の選手変更届を大会本部及び、主管競技団体担当者まで提出すること。
- (3)監督が選手を兼ねる場合は、選手名の欄にも記入すること。
- (4)ご提供いただきます住所・氏名等の個人情報は、本件の目的以外には一切使用致しません。

令和5年度 都民生涯スポーツ大会実施要項

(3)「柔道」

1. 主催 公益財団法人東京都体育協会・東京都
2. 主管 公益財団法人東京都柔道連盟
3. 期日 令和5年11月26日(日) 14時30分～17時(※全選手集合14時厳守)
4. 会場 講道館(大道場)
5. 参加人員と構成

(1)個人戦

(ア)男子の部

段 位	年 齢
参段～六段	25歳～上限無し

(イ)女子の部

段 位	年 齢
初段～六段	25歳～上限無し

(2)参加チームは各区市町村の代表とする(各段位の人数は自由)。

6. 競技方法 個人戦

7. 試合および審判規定

- ① 最新の国際柔道連盟試合審判規定による。
- ② 各選手の試合数は1試合を原則とする。
- ③ 試合時間は3分。
- ④ 優勢勝の判定基準は「技有」とし、技によるスコアに差が無い場合は「指導差2」(「僅差」とする。
- ⑤ 技有り2つで「合わせ技一本」とする。
- ⑥ 試合場内の大きさは32畳とする。

8. 組合せ

- ① 令和5年10月4日(水)、東京都柔道連盟事務局にて行う。
- ② 段位別に組み合わせる。

9. 参加資格

都民生涯スポーツ大会開催基準要綱 7 大会参加資格等(2ページ)に定めるもののほか、以下のとおりとする。

- (1) 東京都外在住者の参加は1地区男子最大5名、女子最大5名とする。
- (2) 原則として、競技種目団体等の登録の有無を条件としない。
- (3) 健康管理は事前に健康診断を受ける等、参加者の責任とする。

尚、万一の事故の発生に備え各人、傷害保険に加入するなどして、万全の事故対策をたてておくこと。

10. 参加料

参加料は、選手・監督一人につき、1,000円(傷害保険料を含む)とする。

※エントリー受付後のキャンセルは認めない。各区市町村は、全競技の参加費確定の連絡を受けた後、一括して大会本部へ納金(銀行振込)する。

また、入金後の返金は原則として対応できませんので予めご了承ください。

11. 表彰

優秀な個人およびチームに賞状を授与する。

12. 申込方法

- (1) 参加申込は、所定の用紙により2部作成(1部は原本をコピー)し、地区体育・スポーツ協会等がまとめて、9月4日(月)～9月22日(金)の間に以下へ送付する。〈必着〉
送付先 〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町4-2 Japan Sport Olympic Square 10階
(公財)東京都体育協会〔都民生涯スポーツ大会〕本部
- (2) 参加申込後の選手変更は、一切認めない。
- (3) ご提出いただきます住所・氏名等の個人情報は、本件の目的以外には一切使用しません。

13. その他

- (1) 大会当日講道館4階にて受付を14時00分までに行わない者は欠席とみなす。
- (2) 特別な事情で欠席をする場合は、11月22日(水)午後3時迄に所定の選手欠席届を大会本部((公財)東京都体育協会)及び、主管競技団体((公財)東京都柔道連盟)まで提出すること。
- (3) 大会当日の欠席者は、大会後1週間以内に理由書を主管競技団体(都柔連)へ提出すること。
提出されない場合は次年度のエントリーを認めない。